
任期付職員募集(九州地方環境事務所阿蘇くじゅう国立公園保護・整備担当)

1. 採用機関及び採用予定人数

九州地方環境事務所 1名

2. 勤務地

以下の事務所にて勤務していただく予定です。
なお、通勤が可能であれば、勤務地に居住する必要はありません。

- ・九州地方環境事務所
熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階
-

3. 公募の内容

任期の定めのある環境省職員（行政職俸給表（一））として、採用します。

4. 職務の内容

環境省職員として採用後は、九州地方環境事務所に配属となり、国立公園の保護及び整備に関する事業に係る施設の整備等に関する専門的業務に従事します。なお、業務遂行にあたっては阿蘇くじゅう国立公園管理事務所(熊本県阿蘇市・大分県玖珠郡九重町等)等への出張が相当程度あります。

具体的には、以下に関する業務に従事します。

- (1) 自然再生施設、園地、休憩所、博物展示施設、登山道等の国立公園に関する公園

事業等の施設に係る整備及び改修に係る調査、設計、工事及び維持管理の各段階における監督・検査、これら事業の執行のための契約等の業務、発注管理及び技術支援等の企画調整に関すること。

- (2) 国立公園に関する公園事業等の施設に係る防災・減災、国土強靱化、地域連携業務
- (3) 国立公園に関する公園事業等用地の買収又は借り上げに係る調整、補償等に関すること。
- (4) 上記(1)～(3)に必要な連絡・調整、関係者間の会議参加・運営等の業務

<参考：環境省 HP 施設整備関係アドレス>

http://www.env.go.jp/seisaku/list/nature-park_shisetsu.html

5. 求める人材

以下の(1)～(7)を満たす者。

- (1) ①の資格及び②の実務経験4年以上、又は③の知見及び④の公共事業に係る実務経験4年以上のいずれかを有すること。
 - ① 技術士(環境部門、建設部門、森林部門のいずれかに限る)、建築士(級は問わない)、施工管理技士(級や部門は問わない)などの国家資格又はこれらと同等以上の資格のいずれか又は複数を有していること。
 - ② 土木、建築、造園、砂防(治山)等の設計や工事、工事監督に係る以下a,bのいずれかの業務に、民間企業等において通算(a,b複数業務を合計しても良い)4年以上の実務経験を有すること。
 - a. 施設整備に関する調整、合意形成、調査研究や、計画策定に関する業務。
 - b. 建築設備又は土木施設の設計、施工管理、工事監理に関する業務。
 - ③ 環境工学、土木工学、建築学、造園学、農業農村工学、砂防(治山)工学などに関する知見(大学一般教養程度)を有すること。
 - ④ 公共事業に係る②のa,bいずれかの業務に通算4年以上(a,b複数業務を合計しても良い)の実務経験を有すること。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、一定の職務経験(大学を卒業した者は7年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者は10年以上、高等学校を卒業した者は12年以上)を有する者であること。
- (3) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできるコミュニケーション能力を有

すること。

- (4) CADソフト（ファイル形式：dwg・dxf・jww等）を用いた図面の製図や修整ができ、パソコンを使った電子メールによる連絡、ワード・エクセル・パワーポイント等による文書の作成などの事務能力を有すること
- (5) 普通自動車運転免許（AT限定可）を有し、運転ができること
- (6) 出張（宿泊を伴う場合もある）、野外における現地調査が可能であること。
- (7) 心身ともに健康で、採用予定期間中、継続して勤務が可能なこと

6. 採用期間

令和7年7月1日より令和9年3月31日まで（予定）

※採用時期は、若干前後する可能性があります。

※任期終了以降、引き続き業務が継続する場合は、勤務実績等を踏まえ任期延長の可能性もあります。

7. 身分及び処遇

国家公務員として採用され、国家公務員法（昭和22年法律第120号）に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給は、学歴、勤務経験等を考慮し決定されます。

当該給与の他、該当があれば諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されません。

8. 応募資格

上記「5. 求める人材」参照。

この他、以下に該当する者は応募できませんのでご了承下さい。

- ・日本国籍を有しない者
- ・国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神衰弱を原因とするもの以外）

9. 応募締切

令和7年5月12日（月）17:00（必着）

10. 選考方法

【第1次選考】

審査方法：書類選考

※ 第1次選考の結果は、応募者全員に通知します。

【第2次選考】

審査方法：面接による人物試験

※ 第2次選考の日時・場所等は、第1次選考を通過した者に通知します。また、第2次選考の結果は、第2次選考受験者全員に通知します。

11. 応募書類

応募に当たっては、次の文書①～④を【様式①～③】を使用して作成してください。

なお、書類に記載する年度は、すべて西暦か、西暦和暦併記のいずれかとしてください。

ハローワーク経由の場合は、紹介状を添付してください。

様式①履歴書 【氏名】.xlsx

様式②職務経歴書 【氏名】.docx

様式③小論文 【氏名】.docx

①履歴書

※連絡用に携帯電話及び電子メールアドレスを記載のこと。

※他に応募している環境省地方環境事務所があればその旨も記載のこと。

②職務経歴書（過去の業務経験一覧）

※これまでの職歴を主な担当業務の内容とともに、時系列で記述のこと。

※5.（1）②④で求める実務経験及び従事期間を具体的に明記すること。

③小論文

「4. 職務の内容を踏まえ、今回の御応募の動機及び自身が発揮できると考える能力や知識、経験」について、1,600字程度で論述すること。

④その他当該職種への資質を示すために必要な資料

様式①に記載した運転免許証（普通免許以上）（5.（5））、其他国家資格や外国語に関する資格等があれば、それを証するものや成績を示すもののコピーを添付すること。

12. 勤務時間及び休暇

（1）勤務時間

8時30分から17時15分まで（昼休みは12時から13時まで）

7時間45分／日、週5日（週38.75時間）。

上記勤務は、必要に応じ残業があります。

（2）休暇

週休2日（土・日）、国民の祝日、年末・年始のほか年次休暇、特別休暇（結婚、忌引等）があります。なお、週休日等にイベント等で勤務する場合は、休暇を振り替えることができます。

13. 応募書類送付先及び問い合わせ先

応募書類は電子メールでのみ受け付けます。なお、受領通知は行いませんのでご承知おきください。

https://www.env.go.jp/guide/saiyo/cat_x2/index.html

〒860-0047

熊本県熊本市西区春日 2-10-1

九州地方環境事務所 総務課 担当：菊池、井越、甲斐

TEL：096-322-2400

E-mail：kyusyu_saiyo@env.go.jp

※メール送付方法

- ・件名を「任期付職員応募（外客受入施設専門官）【氏名】」としてください。【氏名】の箇所にはご自分の氏名を記入してください。異なる件名でお送りいただいても受け付けられませんのでご注意ください。
- ・応募書類のファイル名には全て【氏名（ご自身の氏名）】を記載してください。
- ・メール本文には、以下の項目のみ記載してください。
 - 氏名（よみがな）
 - 携帯電話番号

14. 備考

- (1) 給与等については、学歴、経歴等を勘案して一般職の職員の給与に関する法律に基づき決定されます。
- (2) 採用内定者に選考された場合、健康診断を受診（自己負担、任意の医療機関で実施）し、その結果を提出していただくことになります。
- (3) 採用内定者に選考された場合、最終学歴に係る卒業（修了）証明書及び過去に在籍した会社等への在籍証明書を提出していただくことになります。
- (4) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります。
- (5) 応募書類の返却は行いませんので、あらかじめご了承ください。